

平成 25 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

各国における特許の審査基準・審査マニュアル
に関する調査研究報告書

平成 26 年 3 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

AIPPI・JAPAN

4. ロシア

ロシアにおける特許関連法規

ロシアにおける特許関連法規は、以下の通り。

- ・ロシア連邦民法第4法典第7編 知的活動の成果及び識別手段に対する権利 (The Civil Code of the Russian Federation - Part Four ; 以下、「ロシア知的財産法」)¹ 2013年7月23日改正

4. 1 ロシア知的財産庁で作成されている審査基準関連資料及びその概要

ロシア知的財産庁 (Federal Service for Intellectual Property ; 以下、「ROSPATENT」) における審査基準関連資料として、下記の資料が作成され、公開されている。

特に、ROSPATENT の上部機関²であるロシア連邦経済開発省による省令においても、審査手続に関する実務が定められており、ロシアでは法的拘束力を有する審査基準関連資料が存在することが大きな特徴といえる。

- ① ロシア連邦における発明に関する出願の受理及び審査、発明特許の付与及び審査に対する役割についての知的財産、特許及び商標に関する連邦サービス局の行政規則 (2008年12月29日付けの教育科学省令第327号によって承認) (以下、「行政規則」)³

概要：

本行政規則は、業務の期間と順序 (行政手続)、ROSPATENT 下部諸機関の相互関係、ロシア連邦における発明に関する出願の受理及び審査、発明に対する特許の付与に際しての個人及び法人への規則の適用について規定している。⁴

- ② 発明に関する出願審査のためのマニュアル (2011年7月25日付けロシア知的財産庁令第87号によって承認、2013年1月10日ロシア知的財産

¹ <http://www.rupto.ru/rupto/portal/a42d38d2-47e7-11e1-48db-9c8e9921fb2c> (ロシア語) 本項におけるロシア知的財産法の条文の和訳は、特に記載がない限り、日本特許庁のウェブサイト「外国産業財産権制度情報」で公開されたものを使用した。

http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/russia/minpou_no4.pdf

(最終アクセス日：平成26年1月15日)

² 2012年3月以前は、ロシア連邦教育科学省

³ <http://www.rupto.ru/rupto/portal/f5662c97-1772-11e1-bad7-9c8e9921fb2c> (ロシア語) (最終アクセス日：平成26年1月15日)

⁴ 行政規則「I. Общие положения」(I. 一般規則) 第1パラグラフ1

庁令第 1 号によって改訂) (以下、「マニュアル」)⁵

概要：

本マニュアルは、ロシア知的財産法及び行政規則第 327 号に基づき実施される発明出願の審査の秩序だった方法を確保するために作成されたものである。

本マニュアルは、ロシア知的財産法及び行政規則における統一的な実務見解を提供することを目的としており、アドバイスの性質のものである。⁶

マニュアルには、行政規則において説明されている内容に加えて、審査の際に参考となる事例が含まれており、審査官が実際に審査を行う上での指針を示したものになっている。

ロシアでは従前、法的拘束力を有する「規則」及び「Recommendation」に従って審査が行われていた。「Recommendation」とは、実際の審査の運用において、審査官の対応の仕方を記載したものである。

2000 年代の終わりにロシアで行われた行政改革の一環として、ロシア連邦の執行機関である ROSPATENT においても従来の「規則」に代わって新たに上記の「行政規則」が制定され、それと共に、「規則」に沿った運用を行うための指針を示していた「Recommendation」に代わるものとして、新たに上記の「マニュアル」が作成されることになった。⁷

その他の特許実務に関する資料として、下記のものがある。

- ③ 特許紛争評議会に対する異議申立及び供述書の提出、並びにそれらの審理に関する規則 (2003 年 4 月 22 日付けロシア特許庁令第 56 号により承認、2003 年 12 月 11 日付けロシア特許庁令第 164 号により改訂) (以下、「特許紛争評議会規則」)⁸

概要：

本規則は、ROSPATENT によって承認された規定集で、その中で、ROSPATENT の特許紛争評議会が、出願審査の結果に対して申し立てられた異議や、付与された特許や登録された商標に対して申し立てられた異議を審査する際に指針とする規則が、定められている。規則には、異議申立の手續

⁵ <http://www.rupto.ru/rupto/portal/8043d103-306a-11e1-351c-9c8e9921fb2c> (ロシア語) (最終アクセス日：平成 26 年 1 月 15 日)

⁶ マニュアル「ВВЕДЕНИЕ」(はじめに) 第 1 パラグラフ

⁷ 知財庁へのヒアリングの回答より

⁸

http://www1.fips.ru/wps/wcm/connect/content_ru/ru/chamber_on_patent_fees/pps_pr_avila (ロシア語) (最終アクセス日：平成 26 年 2 月 6 日)

についても定められている。⁹

- ④ ロシア連邦の法律に従い管轄当局による許可を必要とする医薬品及びその使用に関する発明特許の存続期間の延長、意匠特許、実用新案に対する証明（特許）、商標、サービスマークの登録証、原産地名称を使用するための権利の証明の期間満了の延長、並びに所定の期間内に維持手数料を支払わずに失効した、発明、実用新案、意匠特許の回復を規定する命令における役割についての知的財産、特許及び商標に関する連邦サービス局の行政規則（2008年10月29日付けの教育科学省令第322号により承認）（以下、「存続期間延長規則」）¹⁰

概要：

本規則は、教育科学省によって承認された規定集で、その中で、薬剤、農薬に関する発明の特許、意匠登録、実用新案、商標登録、原産地名称を使用するための権利の証明の存続期間延長について **ROSPATENT** で実施するための手続の時期及び手順が定められている。

また、発明のための特許、実用新案、意匠特許の回復についても定められている。¹¹

4. 1. 1 審査基準関連資料の法的な位置付け及び法的拘束力

ロシアにおいて公開されている審査基準関連資料の法的な位置付け及び法的拘束力は、次の通り。¹²

① 行政規則

行政規則は、**ROSPATENT** の上部機関であるロシア連邦経済開発省（2008年に施行された際は、ロシア連邦教育科学省）に承認された法令の一種であって、ロシア連邦司法省に登録されており、法廷でも使われ、法的拘束力を有するものである。¹³

② マニュアル

本マニュアルは、上記で述べたようにアドバイスの性質のものであり、法的拘束力のない指針である。¹⁴

⁹ 法律事務所アンケート回答より

¹⁰ <http://www.rupto.ru/rupto/portal/f67dde79-1772-11e1-bad7-9c8e9921fb2c>（ロシア語）
（最終アクセス日：平成26年2月6日）

¹¹ 法律事務所アンケート回答より

¹² 本項目は、知財庁アンケートの回答から得られた情報を元に作成した。

¹³ 知財庁アンケート及びヒアリングの回答より。

¹⁴ 知財庁アンケートの回答でも同様の回答になっている。

4. 1. 2 審査基準関連資料の作成及び改訂

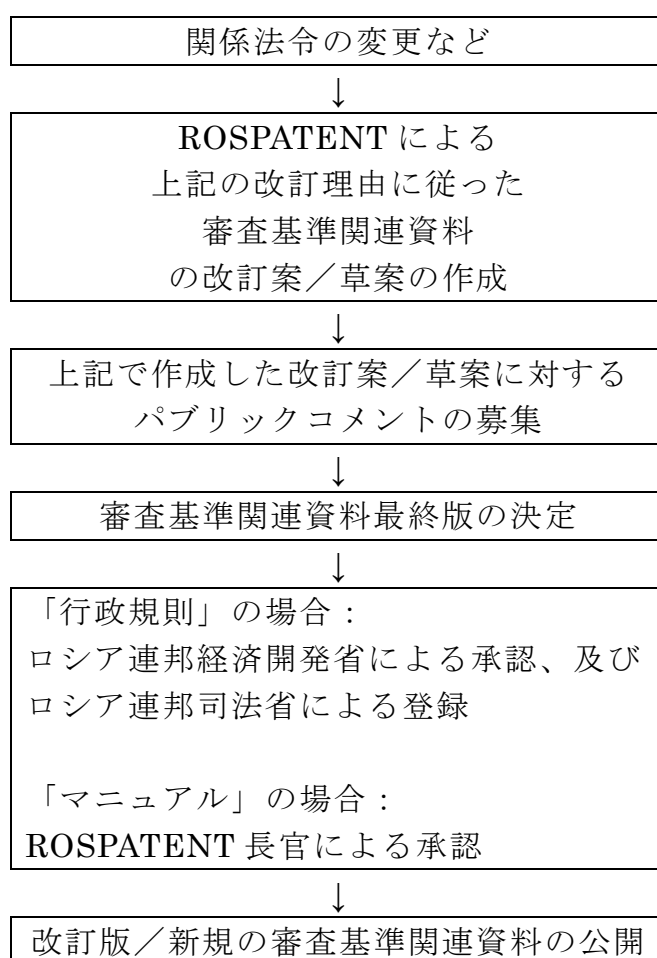
(1) 審査基準関連資料改訂の理由¹⁵

審査基準関連資料の改訂理由としては、次の理由が挙げられる。

- ・ 関係法令の変更
- ・ 法的事務の検討の結果

(2) 審査基準関連資料の改訂の流れ¹⁶

ROSPATENT における審査基準関連資料の作成及び改訂までの流れは、下記の通り。



なお、ロシアでは現在のところ裁判例はあまり多くなく、また、判例が法律と同じように適用されることはない。しかし、マニュアルを作成するにあたり、

¹⁵ 知財庁アンケートの回答より

¹⁶ 知財庁アンケートの回答から得られた情報を元に作成した。

裁判所の判例、特許紛争評議会の判断や調停などは考慮されている。¹⁷

4. 1. 3 審査基準関連資料の改訂の頻度¹⁸

ROSPATENT が作成・公開している審査基準関連資料などの更新頻度並びに最新の改訂・発行時期は、下記の通り。

- ① 行政規則：5 年毎、又は法律改正があった場合
最新の改訂時期：2008 年 10 月
- ② マニュアル：ROSPATENT のアクションプランによる
最近の改訂時期：2013 年 1 月 10 日

なお、現在、ロシア知的財産法の改正が検討されており¹⁹、今回の法改正は、欧州との調和を目指して行われている。²⁰

法律改正が採択されれば、その下位の法令についても改訂を進めていく予定である。

現在検討されている法律改正では、産業上の利用性、発明の開示性、補正、技術特性の判断手法、新規性、進歩性について見直しが行われている。

今後は、EPO のアプローチを取り入れて、現在ロシアで行っている実務の補完が検討されている。²¹

4. 2 審査基準関連資料の内容について

ROSPATENT が作成している審査基準関連資料において、下記の項目に関する該当箇所は、以下の通り。

¹⁷ 知財庁ヒアリングの回答より

¹⁸ 知財庁アンケートの回答より

¹⁹ 改正法の草案は、下記のウェブサイトで公開されている。

<http://asozd2.duma.gov.ru/main.nsf/%28SpravkaNew%29?OpenAgent&RN=47538-6&02> (ロシア語) (最終アクセス日：平成 26 年 2 月 3 日)

²⁰ ROPATENT は、2009 年 9 月から開始された EPO との間の「Approximation of EU and Russian Federation Intellectual Property Right aspects」において、ロシア特許法規の研究（及び欧州における法規との調和）、特許出願、登録及び処理手続に関する見直しを行い、最終的には、ROSPATENT の審査官が使用する特許審査ガイドラインの作成を目指していた。

(<http://www.rupto.ru/rupto/portal/3987b993-2fa9-11e1-351c-9c8e9921fb2c> 参照)

(最終アクセス日：平成 26 年 2 月 3 日)

²¹ 知財庁へのヒアリング回答より

4. 2. 1 発明（特許対象・非特許対象／特許事由・不特許事由）

「発明（特許対象・非特許対象／特許事由・不特許事由）」に関する内容は、行政規則の「10.4 発明の対象となるための要件」、マニュアルの第3部「2. 発明の実体審査における「クレーム」の審査」及び「3. 特許出願された主題が原則的に特許性を有するかの審査」で説明されている。

[行政規則]

10. 必要な書類の一覧及びその要件

10.4 発明の対象となるための要件

10.4.1 発明の対象－製品

10.4.2 発明の対象－方法

10.4.3 知的財産法に基づき法的保護を受けることができないもの

10.4.3.1 知的財産法第1349条第4項に基づき特許権の対象とならないもの

10.4.3.2 知的財産法第1350条第5項に基づき発明とならないもの

10.4.3.3 知的財産法第1350条第6項に基づき発明として法的保護を受けることができないもの

[マニュアル]

第3部 発明出願に対する実体審査のマニュアル

2. 発明の実体審査における「クレーム」の審査

2.4 対象物（方法）が「発明」ではないか否かを特定するためのクレームの審査

3. 特許出願された対象が特許性を有するか否かの審査

10.4において、保護される発明として、「製品又は方法に関するあらゆる技術分野における技術的解決が発明として保護される」と説明されており、ロシア知的財産法第1350条第1項の規定と同様の内容である。

10.4.1において、発明の対象となる製品について「装置、物質、微生物の菌株、植物又は動物の細胞、遺伝子構造」と説明されている

また、発明の対象となる方法については、10.4.2において「有形的手段を用いて有形物に影響を与える方法」と説明されている。

また、10.4.3.1から10.4.3.3において、ロシア知的財産法において特許保護を受けることができないものを挙げている。

- ① 特許権の対象から除外されるもの
 - ・ヒトのクローン化方法
 - ・ヒトの胚細胞株の遺伝的に完全な修正方法
 - ・工業目的及び商業目的によるヒトの胚の使用
 - ・公共の利益、人間性及び倫理性の原則に反するその他の試み

- ② 発明とみなされないもの
 - ・発見
 - ・科学的理論及び数学的方法
 - ・専ら製品の外観に関し、かつ、審美的要求を満たすことを目的とした試み
 - ・ゲーム、及び、知的活動又は事業活動のための規則及び手段
 - ・コンピュータ・プログラム
 - ・情報の提示に関するアイデア

- ③ 発明として法的保護を受けられないもの
 - ・植物品種、動物品種、及び、それらを得る生物学的方法。ただし、微生物学的方法及びかかる方法の使用により得た製品を除く。
 - ・集積回路の配置設計（回路配置）

マニュアルの第 3 部「3. 特許出願された対象が特許性を有するかの審査」では、3.2 において上記①が、3.3 において上記②が、及び 3.4 において上記③が説明されており、特に 3.3.3 では、知的財産法の第 1350 条第 5 項で規定されている「発明とみなされないもの」についてそれぞれ説明されている。

4. 2. 2 産業上の利用可能性・有用性

「産業上の利用可能性・有用性」に関する内容は、行政規則の「24.5.1 産業上の利用性の審査」、及びマニュアルの第 3 部「4. 発明が産業上の利用性の特許要件に合致するか否かの審査」で説明されている。

[行政規則]

24. 出願の審査

24.5 特許性の審査

24.5.1 産業上の利用性の審査

[マニュアル]

第 3 部 発明出願に対する実体審査のマニュアル

4. 発明が産業上の利用性の特許要件に合致するか否かの審査

- 4.1 産業上の利用性の特許要件
- 4.2 発明が産業上の利用性の要件に合致するために必要な条件
- 4.3 出願された発明の用途についての審査
- 4.4 出願された発明の実施可能性についての審査
- 4.5 発明の実施によって出願者が示した用途が実現するか否かについての審査
- 4.6 クレームに記載された産業上の利用性についての審査に関して規則が要求する審査
- 4.7 クレームで提示された発明の産業上の利用性についての審査

行政規則 24.5(1)において、産業上の利用性について「出願された発明が知的財産法第 1349 条第 4 項（行政規則の 10.4.3.1）に基づき特許権の対象とはならないものに関係していないかどうか、が審査される。」と説明している。

また、同 24.5.1(2)において産業上の利用性の審査について「発明の工業、農業、医療、その他の事業分野への利用可能性を審査する際に、出願日において出願に含まれた明細書に発明の目的が明示されているかどうか（出願日において、出願がクレームを含んでいる場合は、明細書又はクレームに、発明の目的が明示されているかどうか）、が審査される。さらに、出願日における出願に含まれた上記の書類及び図面に、クレームの各項目に示されているような用途を実現するための手段及び方法が明示されているかどうか、が審査される。上記書類にそのような情報がない場合であっても、発明の優先日までに公開された資料に当該手段及び方法が記載されていればよい。」と説明している。

なお、同 24.5(4)では、産業上の利用性が欠如している場合、新規性及び進歩性の審査を実施しないことが述べられている。

また、マニュアルの 4.1 では、特許要件としての産業上の利用性について「産業上の利用性に関する審査については知的財産法第 1350 条第 4 項に説明されている：『発明は、工業、農業、公衆衛生、経済又は社会のその他の部門で使用され得る場合は、産業上に利用可能であるとされるものとする。』この定義は、同様の目的を持つ他の手段と比較して、その発明の優位性を審査する際にも、また、当該手段の社会的必要性を評価する際にも、根拠を与えるものではない。つまり、その発明自体の利用の妥当性はなんらかの事業分野における原則的な有用性のみを前提としている。審査される必要条件のそのような理解において、その発明の産業上の利用性を認定するために、発明利用の可能な規模が問題となることはない。特別な、繰り返されることのない条件で、一回だけ実現される発明もこの必要条件を満たすことができる。例えば、損傷を受け部分的に破壊された施設の復旧、沈没した船の引上げなどである。」と説明している。

4. 2. 3 新規性

新規性に関する下記の項目については、行政規則及びマニュアルにおいて説明されている。

(1) クレームに係る発明の認定

a) クレーム解釈の基本的な考え方

「クレーム解釈に関する基本的な考え方」は、行政規則「24.4 クレームの審査」及び「24.5.2 新規性の審査」において説明されている。

[行政規則]

24. 出願の審査

24.4 クレームの審査

24.5 特許性の審査

24.5.2 新規性の審査

クレーム解釈の基本的な方法として、行政規則24.5.2(1)に「発明の新規性の審査は独立クレームに含まれる発明の特徴全体の観点から審査される。この独立クレームに、発明とはみなされない特定の主題が存在する場合、これらの主題はクレームされている発明に属さないものとして、新規性判断の際に考慮されることはない。」と説明されている。

b) 特有の表現で特定されたクレームに係る発明²²

「クレーム解釈に関する基本的な考え方」は、行政規則「10.8 クレームの要件」において説明されている。

[行政規則]

10. 必要な書類の一覧及びその要件

10.8 クレームの要件

10.8.2 装置に関するクレームの特徴

10.8.3 物質に関するクレームの特徴

10.8.4 微生物の菌株、植物又は動物の細胞、遺伝子構造に関するクレームの特徴

²² 機能、特性、性質、作用、物の用途を用いてその物を特定しようとする記載、製造方法で特定された製品等

10.8.5 方法に関するクレームの特徴

10.8.2 では装置クレーム、また 10.8.3 では物質クレーム、10.8.4 では微生物の菌株、植物又は動物の細胞、遺伝子構造に関するクレーム、さらに 10.8.5 では方法クレームについて説明されている。

(2) 先行技術の認定

a) 先行技術の定義

「先行技術の定義」に関する内容は、行政規則「26.3 技術水準」、並びにマニュアルの第 2 部「2. 技術水準」及び第 3 部の「5. 発明が新規性の特許要件に合致するか否かの審査」において説明されている。

[行政規則]

26. 情報検索の実施

26.3 技術水準

[マニュアル]

第 2 部 情報検索のマニュアル

2. 技術水準 (2.2)

第 3 部 発明出願に対する実体審査のマニュアル

5. 発明が新規性の特許要件に合致するか否かの審査 (5.1.1)

行政規則の 26.3(1)では「技術水準の決定に際し、すべての人が知り得る、又は、内容がすべての人に法的方法によって通知される情報源に含まれる情報は公開されているものとみなされる。」と説明されている。

また、マニュアルの第 2 部 2.2 では、「発明の新規性及び進歩性の評価のための技術水準は発明の優先日までに世界で公開されたあらゆる情報を含んでいる。」また、マニュアルの第 3 部 5.1.1 では「技術水準は発明の優先日までに世界で公開されたあらゆる情報を含んでいる。」と説明されており、世界公知となっている。

b) 先行文献の基準日の認定

「先行文献の基準日の認定」についての説明は、行政規則「26.3 技術水準」及びマニュアルの第 3 部「5. 発明が新規性の特許要件に合致するか否かの審

査」において説明されている。

[行政規則]

26. 情報検索の実施

26.3 技術水準

[マニュアル]

第3部 発明出願に対する実体審査のマニュアル

5. 発明が新規性の特許要件に合致するか否かの審査 (5.1.1)

マニュアルの第3部 5.1.1 では、先行文献の基準日の認定について、文献の種類ごとに、それぞれの下記のように基準日が説明されている。

「情報源を技術水準に含めることを規定する日は以下の通りである。

- ・ 発行された特許文書の場合：文書上に示された発行日
- ・ 国内の出版物及びソ連邦の出版物の場合：出版物に示された日付
- ・ 日付が示されていない国内の出版物、ソ連邦の出版物、及びその他の出版物の場合：発行日。それぞれ発行時が月のみ、また年のみによって示されている場合：月末日又は発行年の12月31日
- ・ 記事、レビュー、モノグラフ、その他資料の場合：寄託された日
- ・ 科学技術情報機関に存在する、研究論文についての報告書、試作についての説明書、設計、技術、企画などの文書、の場合：当該機関に提出された日
- ・ 標準的な技術文書；
技術規則草案、ロシア連邦国家規格草案の場合：立案又は公開審議の終了を公布した日、又は草案を公布した日
技術規則、ロシア連邦国家規格の場合：公布日
技術条件、業界規格、企業規格、団体規格、科学技術協会やその他社会団体の規格の場合：文書によって確認が可能となった日
衛生疫学的決定（衛生証明書）：衛生疫学的決定の登録日
- ・ 原稿としての権利をもつ学位論文、学位論文の紹介論文の場合：図書館への提出日
- ・ 懸賞論文の場合：書面によって開示された日
- ・ 視覚情報（ポスター、模型、製品など）の場合：文書によって、見ることが可能になったことが確認された日
- ・ 展示会での展示品の場合：文書によって、展示開始が確認された日
- ・ 口頭発表、講義、演説の場合：実施要領により当日の実施が確認された録音又は速記に記録された口頭発表、講義、演説の日

- ・ ラジオ、テレビ、映画による発表の場合：当日の実施が確認された情報媒体に記録された発表日
- ・ その利用の結果、知られるようになった技術手段についての情報の場合：文書によって、情報が公開されたことが確認された日。同文書は後日作成（確認）されたものでもよい。発明の優先日以降でもよい。
- ・ 電子形態で接受される情報：インターネット経由、インターネット以外のオンラインアクセス経由、CD、DVD-ROM の場合：媒体上に記されているか、文書で確認されているなら、上記の電子媒体によって公開された文書の発行日。日付が記されていない場合は、文書での確認を条件として、その電子媒体に情報が記録された日

c) 引用発明の認定

「引用発明の認定」については、マニュアルの第 3 部「5. 発明が新規性の特許要件に合致するか否かの審査」の 5.4.2 から 5.4.3 において説明されている。

[マニュアル]

第 3 部 発明出願に対する実体審査のマニュアル

5. 発明が新規性の特許要件に合致するか否かの審査

5.4 新規性審査の一般原則 (5.4.2－5.4.3)

マニュアル 5.4.2 において、引用発明の認定について「もし、出願人の提出したクレームに記載された発明の特徴すべてが既に先行技術として開示されている場合は、発明は先行技術から既知であり、新規性の条件を満たしていないとみなされる。」と説明されている。

(3) 新規性の判断

a) 新規性の判断手法

「新規性の判断手法」については、行政規則の「24.5.2 新規性の審査」及びマニュアルの第 3 部「5.4. 新規性審査の一般原則」において説明されている。

[行政規則]

24. 出願の審査

24.5. 特許性の審査

24.5.2. 新規性の審査

[マニュアル]

第3部 発明出願に対する実体審査のマニュアル

5. 発明が新規性の特許要件に合致するか否かの審査

5.4. 新規性審査の一般原則

新規性の判断手法については、行政規則 24.5.2(1)において「発明の新規性審査は独立クレームに含まれる発明の特徴全体の観点から審査される。この独立クレームに、発明とはみなされない特定の主題が存在する場合、これらの主題はクレームされている発明に属さないものとして、新規性判断の際に考慮されることはない。」と説明されている。

また、マニュアル 5.4.2 では、「新規性の審査に際しては、進歩性の場合と異なり、複数の先行技術文献の組合せは認められない。同様に、同一の文書に記述された種々の方法に属する別々の特徴の組合せを見逃してはならない。そのような組合せの可能性はその文書からは明らかに生じない、あるいは、そのような組合せは特に開示されていないという場合である。先行技術のすべての特徴は一つの情報源に含まれていなければならない。しかしながら、その情報源に、当該方法に関するある特徴について、詳細な情報を提供する他の文書への引用があり、かつ、その情報源の開示日に誰でもその文書を手に入れることができた場合、新規性の審査に際して、その文書は考慮されなければならない。また、文書で使用されている特殊専門用語を解釈するために辞書や参考書の使用も認められている。」と説明されている。

b) 特有の表現で特定されたクレームに係る発明に対する新規性の判断

「特有の表現で特定されたクレームに係る発明に対する新規性の判断」については、マニュアルの第3部「5.4 新規性審査の一般原則」の 5.4.3 において説明されている。

[マニュアル]

第3部 発明出願に対する実体審査のマニュアル

5. 発明が新規性の特許要件に合致するか否かの審査

5.4 新規性審査の一般原則 (5.4.3)

8. 特定の用途に使用される発明の特徴について

8.3 使用についての発明の特許性審査の特徴 (8.3.2)

マニュアルの 5.4.3 では、「既知の方法と出願された方法との差が、既知の方法を実施する際に自動的に定められる事項の場合」(5.4.3.1) 及び「クレームに

記載された手段の特性が、同じ手段を表現するための様々な特性のうちの、一つの又はいくつかの特性を除いて、開示された情報源の手段の特性と一致している場合」(5.4.3.2) について、事例を挙げて説明されている。

また、マニュアルの 8.3.2 では、使用に関する発明の新規性審査について「使用に関する発明の新規性審査は行政規則 24.5.2 に準拠して実施される。もし、その発明のすべての特徴と同じ特徴を持つ方法についての先行技術が発見された場合、当該技術に従って、その発明は新規であるとは認められない。」と説明されている。

(4) グレースピリオド

「グレースピリオド」については、マニュアルの第 3 部「5.1 新規性の特許要件、及び発明がその要件に合致しているかの審査のために使用される情報源」の 5.1.2 において説明されている。²³

[マニュアル]

第 3 部 発明出願に対する実体審査のマニュアル

5. 発明が新規性の特許要件に合致するか否かの審査

5.1 新規性の特許要件、及び発明がその要件に合致しているか否かの審査のために使用される情報源 (5.1.2)

マニュアルの 5.1.2 では、グレースピリオドについて下記のように説明されている。

「審査される発明の新規性判断に際しては、指定された期間に開示されたものは考慮されない。例えば、

- ・ 公開された発明出願の記載内容における出願人又は発明者が審査中の発明における出願人又は発明者と部分的に一致している場合
- ・ 出版物に発表された論文における発明者が審査中の発明における発明者と部分的に一致している場合
- ・ 展示会に出品された展示品に関して、展示品についての情報から、その展示品が審査中の発明の出願人（出願人の一人）及び／又は発明者（又は、発明者の中の数人）によって出品されたこととなる場合」

²³ 知財庁のアンケート回答では、グレースピリオドに関する回答はなかったが、法律事務所アンケートの回答では上記パラグラフについて回答されていた。

4. 2. 4 進歩性

進歩性に関する下記の項目については、行政規則及びマニュアルにおいて説明されている。

(1) 進歩性の判断に適用される基本的手法

「進歩性の判断に適用される基本的手法」については、行政規則「24.5.3 進歩性の審査」及びマニュアルの第3部「6.2 進歩性審査の原則」において説明されている。

[行政規則]

24. 出願の審査

24.5 特許性の審査

24.5.3 進歩性の審査

[マニュアル]

第3部 発明出願に対する実体審査のマニュアル

6. 発明が進歩性の特許要件に合致するか否かの審査

6.2 進歩性審査の原則

行政規則24.5.3(2)では、進歩性の判断手法について下記のように説明している。

「進歩性の審査は以下のように実施される。

- ・ 本行政規則の10.7.4.2（技術水準）に基づいた最も近い類似技術の決定
- ・ 独立クレームで規定された発明と最も近い類似技術との相違点の抽出（顕著な構成）。発明とはみなされない特徴的部分が存在する場合、これらの特徴的部分は出願された発明とは関係ないものとして、考慮されることはない。
- ・ 先行技術と審査される発明の特徴的部分との一致点の抽出
- ・ 出願された発明の特徴的部分との一致点が、出願の発明の技術的貢献に与えた影響を確認するために、先行技術を分析する。もし、上述された審査の過程で、発明の出願の特徴的部分と一致する解決方法が見出せなかった場合、もしくは、そのような解決方法が見出せたとしても、これが出願人によって示された技術的結論に影響を与えたことが確認されない場合、当該発明は当業者にとって自明とはみなされない。」

また、マニュアルの第3部 6.2.1 においても、進歩性の判断手法について上記

の行政規則と同様に説明されている。

(2) 先行技術とクレームとの相違点の判断基準

「先行技術とクレームとの相違点の判断基準」の下記の各項目については、行政規則及びマニュアルにおいて説明されている。

a) 先行技術の組合せ

「先行技術の組合せ」については、行政規則の「24.5.3 進歩性の審査」及びマニュアルの第3部 6.1 から 6.3 において説明されている。

[行政規則]

24. 出願の審査

24.5 特許性の審査

24.5.3 進歩性の審査(3)

[マニュアル]

第3部 発明出願に対する実体審査のマニュアル

6. 発明が進歩性の特許要件に合致するか否かの審査

6.1 進歩性の特許要件、及び発明がその要件に合致しているか否かの評価のために使用される情報源

6.2 進歩性審査の原則

6.3 出願された発明が進歩性要件に合致しているか否かの評価の例

行政規則24.5.3(3)に説明されている内容の概略は、次の通りである。

発明の進歩性要件を満たさないとみなされる主な場合は、以下の通りである。

- ・ 既知の手段や既知の構成が既知の考え方によって組み合わせられており、それによって技術的効果が達成されない場合
- ・ ある部分が既知の方法又は手段によって代替されており、それによる効果が予測されたものである場合
- ・ ある部分（要素、作用）や、その部分にによって果たされていた機能が同時に除去されるだけで、そのような除去によって通常得られる結果が達成されている場合（構造の簡略化、量・サイズ・原材料消費率の削減、信頼性の向上、工程の短縮化など）
- ・ ある要素、作用によって果たされていた技術的効果を増大させるため、同じ要素、作用を量的に増やしている場合

- ・ ある材料の既知の特性によって果たされていた技術的効果を達成するために、既知の方法又は既知の材料の一部を用いること
- ・ 既知の部分の組合せにおいて、部分の選択とそれらの部分間の結びつきが、既知のルール、推奨方法に基づいて実現されており、達成される技術的効果が既知の特性にすぎない場合
- ・ パラメーターの最適化、具体的数値の選択が、試行錯誤又は通常の技術的・設計的手法で行われており、技術的効果も前記の適用により実現可能である場合

マニュアルでは、6.2.1.1 において「出願された発明の特徴的部分について公知の解決方法を探す場合には、その特性に応じた様々なアプローチが適用される」、6.2.1.2 において「技術的効果の判断に際しては、質的に比較した効果だけではなく、量的な変化も考慮しなければならない」、6.2.1.3 において「発明の特徴（機能的に独立している特徴、又は、機能的に独立していない特徴、発見が関係する特徴と結びつくことによって機能的に独立していない特徴）に関して、出願人が技術的効果を明確にしていない場合、発明が進歩性の要件を満たしていないと結論づけるためには、効果への影響を確認せずとも、そのような発明の特徴を持つ公知の解決手段を引用することで十分である」と説明されている。

b) 共通の一般的知識の問題

「共通の一般的知識の問題」については、行政規則の「24.5.3 進歩性の審査」及びマニュアルの第3部 6.1 から 6.3 において説明されている。

[行政規則]

24. 出願の審査

24.5 特許性の審査

24.5.3 進歩性の審査(6)

[マニュアル]

第3部 発明出願に対する実体審査のマニュアル

6. 発明が進歩性の特許要件に合致するか否かの審査

6.1 進歩性の特許要件、及び発明がその要件に合致しているか否かの評価のために使用される情報源

6.2 進歩性審査の原則

6.3 出願された発明が進歩性要件に合致しているか否かの評価の例

共通の一般的な知識について、行政規則 24.5.3(6)では、「出願された発明の特徴的部分の技術的効果への影響はいくつかの情報源によって確認可能である。情報源を示すことなく、具体的な技術分野における共通の知識をベースにした論拠もあり得る。しかしながら、そのことは審査官を、出願人が望むなら発明の出願の審査に際し情報源を引用し、自らの論拠を証明する義務から解放するものではない。」と説明されている。

c) クレームに記載された発明の効果の取扱い

「クレームに記載された発明の効果の取扱い」については、行政規則の「24.5.3 進歩性の審査」及びマニュアルの第3部 6.1 から 6.3 において説明されている。

[行政規則]

24. 出願の審査

24.5 特許性の審査

24.5.3 進歩性の審査(4)

[マニュアル]

第3部 発明出願に対する実体審査のマニュアル

6. 発明が進歩性の特許要件に合致するか否かの審査

6.1 進歩性の特許要件、及び発明がその要件に合致しているか否かの評価のために使用される情報源

6.2 進歩性審査の原則

6.3 出願された発明が進歩性要件に合致しているか否かの評価の例

行政規則 24.5.3(4)で説明されている内容の概略は、次の通りである。

進歩性の要件は、具体的には以下のように判断される。

- ・ 既知の部品や手法の組合せによる発明であっても、組合せによって予期し得ない技術的効果を達成した場合には、進歩性を有する。
- ・ 構造が特定されている既知の化合物の製造方法において、用いられる化学反応が予期しない技術的結果をもたらす場合には、その製造方法は進歩性を有する。
- ・ 少なくとも二つの既知の成分からなる構成により相乗効果がもたらされ、先行技術からは達成することができない効果を奏する場合には進歩性を有する。
- ・ 既知の化合物の一般構造式に該当する化合物であっても、明確に分析され

ていないため、反応条件等が特定されておらず、質的にも量的にも新規な特性を示す化合物は進歩性を有する。(選択発明)

4. 2. 5 拡大先願・先願

拡大先願・先願に関する内容は、行政規則の「24.5.2 新規性の審査」及びマニュアルの第3部「5.3 出願された発明の新規性審査に際しての、先の優先日を有する出願の利用の特徴」において説明されている。

[行政規則]

24. 出願の審査

24.5 特許性の審査

24.5.2 新規性の審査(2)、(3)、(5)

[マニュアル]

第3部 発明出願に対する実体審査のマニュアル

5. 発明が新規性の特許要件に合致するかの審査

5.3 出願された発明の新規性審査に際しての、先の優先日を有する出願の利用の特徴

行政規則24.5.2(5)では、抵触する出願について「当該出願についての情報が公開されておらず、出願が取り下げられておらず、また、取り下げたとみなされていない場合、このような他の出願の存在については、出願人に通知される(出願番号、出願日以外に、書誌的事項の詳細は示されず、また、内容についても示されない)。また、出願人には、示された理由により、この出願は現状では技術水準に含まれていないが、特許が認められる可能性があり(発明の出願が他の特許要件に合致することを条件に)知的財産法第1385条第2項又は第1394条第2項に基づいて、今後この出願についての情報が公開されれば、誰でも閲覧できるようになること、また、第1398条第1項に基づいて、与えられた特許に異議を申し立てることも可能であることが、通知される。出願人にはまた、より早い優先日を持つ他の出願の存在が、出願の発明が新規性要件に合致していないという結論の根拠とならないように、クレームに修正を加えることが可能であること、または、より早い優先日を持つ他の出願についての結論が出されるまで審査を延期することも可能である、ということも通知される。出願人がこれらの提案に同意しない場合、出願の審査は本行政規則に基づいて継続される。」と説明されている。

また、行政規則24.5.2(2)では、次の諸条件をすべて順守した、より早い優先日を持つ発明と実用新案の出願は、当該日における技術水準とみなされる先願

として扱われる。

- ・ ロシア連邦に提出された出願。なお、当該出願には次のものが含まれる：
ソ連邦の著作権証明書、発明特許。ロシアを指定した国際出願。ユーラシア特許協定第 16 条に基づき、ロシア国内出願に転換されるユーラシア出願
- ・ 別の出願人によって提出された出願
- ・ 知的財産法第 1385 条第 2 項（公開された発明出願の情報）又は第 1394 条第 2 項（公開された実用特許及び意匠特許の情報）に基づき、公衆の閲覧に供されている出願書類。WIPO 国際事務局によって、ロシア語で公開され、ロシア連邦において手続が係属中の国際出願

4. 2. 6 記載要件

記載要件に関する下記の項目については、行政規則及びマニュアルにおいて説明されている。

（1）クレームの記載要件

a) サポート要件

クレームのサポート要件については、行政規則「10.8 クレームの要件」及びマニュアルの第 3 部「2.2 発明の実体とその根拠が十分に記述されているか、という観点からのクレームの審査」において説明されている。

[行政規則]

10. 必要な書類の一覧及びその要件

10.8 クレームの要件(2)

[マニュアル]

第 3 部 発明出願に対する実体審査のマニュアル

2.2 発明の実体とその根拠が十分に記述されているか、という観点からのクレームの審査 (2.2.2)

行政規則 10.8(2)では、サポート要件について「クレームは完全に明細書に基づいていなければならない。つまり、クレームによって特徴づけられる発明は、明細書に開示されていなければならない。一方で、クレームによって規定される権利保護の範囲は明細書に基づいて確認されなければならない。」と説明されている。

さらに、マニュアル 2.2.2 では、「クレームに関する事項が明細書に正確に記

載されていない、あるいは、クレームの解釈に関する内容が明細書で開示されていない場合は、サポート要件を満たしていないとみなされる。特に、行政規則 10.8(4)に記載された要件を満たすように、クレームの中で特徴が明らかにされているものの、明細書の中でこの特徴について、対応する記載が無い場合は、クレームは明細書に基づいているとはみなされない。」と説明されている。

b) 明確性の要件

クレームの明確性の要件については、行政規則「10.8 クレームの要件」及びマニュアルの第3部「2.3 クレームの明瞭さの審査」において説明されている。

[行政規則]

10. 必要な書類の一覧及びその要件

10.8 クレームの要件(3)、(4)

[マニュアル]

第3部 発明出願に対する実体審査のマニュアル

2. 発明の実体審査におけるクレームの審査

2.3 クレームの明瞭さの審査

行政規則 10.8(3)及び(4)では、クレームの明瞭性について「クレームは発明の本質を表していなければならない。つまり、出願人によって示された技術的結果の達成のために十分な本質的特徴の全体を含んでいなければならない。クレームは明確でなければならない。」と説明しており、さらにマニュアル 2.3 では、「明確性の要件は、専門家が技術水準に基づいてクレームの内容を理解する可能性と関係している。技術水準に基づき、出願について専門家によって対象が特定できるようにその範囲も明確にされるなら、クレームの内容は、専門家にとって明確で理解可能なものとなる。」と説明されている。

c) その他の要件

クレームの記載要件に関するその他の要件について、行政規則「10.8 クレームの要件」において、上記以外のクレームに関する要件が説明されている。

[行政規則]

10. 必要な書類の一覧及びその要件

10.8 クレームの要件

- 10.8.1 クレームの構成
 - 10.8.1.1 単一クレーム
 - 10.8.1.2 マルチ・クレーム
 - 10.8.1.3 クレーム
 - 10.8.1.4 独立クレーム
 - 10.8.1.5 従属クレーム
- 10.8.2 装置に関するクレームの特徴
- 10.8.3 物質に関するクレームの特徴
- 10.8.4 微生物の菌株、植物又は動物の細胞、遺伝子構造に関するクレームの特徴
- 10.8.5 方法に関するクレームの特徴

行政規則 10.8.1 から 10.8.5 において、様々な種類のクレームについて説明されている。

(2) 明細書の記載要件

a) 実施可能要件

実施可能要件については、行政規則「10.7.1 明細書の目的」及びマニュアル第 3 部の 4.4 及び 4.5 で説明されている。

[行政規則]

- 10. 必要な書類の一覧及びその要件
 - 10.7 明細書の要件
 - 10.7.1 明細書の目的

[マニュアル]

- 第 3 部 発明出願に対する実体審査のガイドライン
 - 4. 発明が産業上の利用可能性の特許要件に合致するか否かの審査
 - 4.4 出願された発明の実施可能性についての審査
 - 4.5 発明の実施によって出願者が示した用途が実現するか否かについての審査の特徴

マニュアルの 4.4 では「実施可能要件の判断の基本原則：特徴的事項のそれぞれについて、その実質的な均等物が分かるように明確でなければならない。これは、そのような明確さがクレームから直接導き出されなければならないということの意味しない。明細書、クレーム、もし存在するなら、図面を含めた

出願全体に基づいて、発明の開示が十分であるかどうかを判断することが必要である。クレームは、機能的・包括的な水準で示される特徴的事項、様々な実施形態を包括した専門用語で表された特性を含むことができる。明細書はそのような特徴を表わすしかるべき物質的手段が存在することを証明しなければならない。なぜなら、特許要件に合致しているかどうかの判断は、技術分野の専門家によってなされ、出願人に、教科書やその他参考技術文献で得られるような一般的な技術情報の提示を求める必要はあってはならないからである。」と説明されており、明細書から当業者が発明を実施するための最善の方法を推測できることが求められている。

b) その他の要件

実施可能要件以外の明細書のその他の要件については、行政規則「10.7 明細書の要件」の 10.7.2 から 10.7.4 で説明されている。

[行政規則]

10. 必要な書類の一覧及びその要件

10.7 明細書の要件

10.7.2 明細書の構成

10.7.3 発明の名称

10.7.4 明細書の各部の内容

10.7.4.1 発明の技術分野

10.7.4.2 技術水準

10.7.4.3 発明の開示

10.7.4.4 図面の簡単な説明

10.7.4.5 実施態様

10.7.4.6 配列表

特に、行政規則 10.7.4.3 においては、明細書における発明の開示方法について詳細に説明されている。

4. 2. 7 情報開示義務

ロシアの特許制度においては、情報開示義務制度は存在しない。²⁴

²⁴ なお、知財庁アンケートの回答には、行政規則及びマニュアルについての記載があったが、記載された箇所の内容が、当該項目に関する意図とは異なる内容であったため、ここでは「情報開示義務制度なし」とした。

さらに、Kluwer Law International 編/AIPPI・JAPAN 訳「外国出願のためのマニュアル」 「ロシア連邦」 12 頁「関係する外国の調査結果及び／又は出願番号の提示義務」も参

4. 2. 8 補正

補正に関する内容は、行政規則の「15. 出願書類の補正」及び「24.7 追加資料の審査」、並びにマニュアル第3部の「7. 実体審査を行う際の追加資料の照会」において説明されている。

[行政規則]

15. 出願書類の補正

24. 出願の審査

24.7 追加資料の審査

[マニュアル]

第3部 発明出願に対する実体審査のガイドライン

7. 実体審査を行う際の追加資料の照会 (7.4.9)

行政規則の15では、出願書類の補正について説明されている一方、ロシアでは知的財産法第1378条(1)²⁵に基づき、当該出願に関する決定の前であれば、クレームされている発明の本質を変更しなければ、出願書類の訂正又は資料の追加を行うことが可能であり、行政規則24.7及びマニュアル7.4.9では、上記追加資料が提出された場合について説明されている。

特に、マニュアル7.4.9では、補正されたクレームを含む追加資料の取扱いについて「修正されたクレームを含む追加資料は、出願書類に加えられた補正に対する特許料の支払いを条件に審査されなければならない（料金についての既定の付属書第1.5項）。料金はクレームに加えられた補正の種類を考慮して決められる。独立クレーム又は従属クレームに関連する特徴点全体の補正の場合、並びに、クレームに一箇所以上の新しい従属する項目が加えられた場合、料金

照。

²⁵ ロシア知的財産法第1378条 発明、実用新案又は意匠の出願の補正

1. 出願人は、特許付与の査定又は特許付与の拒絶の査定の前に、追加資料、発明、実用新案又は意匠の出願書類における訂正及び釈明（追加資料の提出の方法によるものを含む。）を行う権利を有するものとするが、当該訂正及び釈明が請求された発明、実用新案又は意匠の本質を変更しない場合に限る。

追加資料は、発明又は実用新案の証明のために提供された文書中に、又は、発明又は実用新案の特許請求の範囲において、発明又は実用新案の特許請求の範囲に記載されるべき特徴であって出願の優先日には開示されなかったものを含む場合、当該優先日において出願書類中に発明若しくは実用新案に係る特許請求の範囲を優先日に含んでいたときは、請求された発明又は実用新案の本質を変更するものである。

追加資料は、意匠の本質的特徴の一覧表に含まれる、かつ出願の提出日には物品の表示中にはなかった特徴を含む場合は、請求された意匠の本質を変更するものである。

は 300 ルーブル（非居住者は 1350 ルーブル）。クレームに一箇所以上の新しい従属しない項目が加えられた場合、料金はそれぞれの新しい項目に対して 1440 ルーブル（非居住者は 6480 ルーブル）。クレームの一箇所以上の項目を削除する場合、料金は課されない。」と説明されている。

4. 2. 9 単一性

単一性に関する内容は、行政規則の「10.5 発明の単一性の要件」及びマニュアル第 3 部の「2.1 発明の単一性要件の審査」において説明されている。

[行政規則]

10. 必要な書類の一覧及びその要件

10.5 発明の単一性の要件

[マニュアル]

第 3 部 発明出願に対する実体審査のガイドライン

2. 発明の実体審査におけるクレームの審査

2.1 発明の単一性要件の審査

発明の単一性について、行政規則では下記のように説明されている。

「以下の場合、発明の単一性要件は順守されているとみなされる：

- ・クレームに関連している発明が一つの場合
- ・クレームに関連している発明が一つのグループの場合
 - 一方の発明が他方の発明を生成する（製造する）ように意図されている場合
（例えば、装置又は物質に対してその装置又は物質の製造方法やそれらの全体又はその一部分）
 - 一方の発明が他方の発明の実施形態である場合
（例えば、方法と、方法の全体又は作用の一部を実現するための装置）
 - 一方の発明が他方の発明により利用されることが意図されている場合
（例えば、一つの方法の中で用いられる方法と材料）
 - 一つの種類に含まれる特定の対象物が、同一目的で同一の結果を得るために用いられる場合（いくつかの装置、いくつかの物質などとその変形）」

4. 2. 10 審査・先行技術調査の進め方

先行技術調査の進め方に関しては、行政規則「26. 情報検索の実施」及びマ

マニュアルの「第2部 情報検索のマニュアル」において説明されている。

[行政規則]

26. 情報検索の実施

- 26.1 情報検索の条件及び期間
- 26.2 情報検索の項目
- 26.3 技術水準
- 26.4 情報検索の範囲
- 26.5 情報検索報告及び検索結果の見直し手順

[マニュアル]

第2部 情報検索のマニュアル

- 1. 一般原則
- 2. 技術水準
- 3. 検索対象の決定
- 4. 検索の分野と量
- 5. 検索の手順と戦略
- 6. 検索結果のまとめ

方式審査手続については、行政規則「23. 出願の方式審査」において、実体審査手続については同規則の「24. 出願の審査」において説明されている。

[行政規則]

23. 出願の方式審査

- 23.1 方式審査の条件
- 23.2 方式審査の内容
- 23.3 願書の訂正又は出願書類の欠如
- 23.4 クレームされている発明の分類
- 23.5 出願の違反に関する通知、及び要件を満たす補正又は訂正された書類
- 23.6 出願日
- 23.7 出願の方式審査に関する肯定的な結果の通知

24. 出願の審査

- 24.1 実体審査の内容
- 24.2 実体審査に関する条件

- 24.3 発明の優先権の設定
 - 24.3.1 優先出願日の設定
 - 24.3.2 出願日より早い優先日の設定
 - 24.3.2.1 条約優先権の設定
 - 24.3.2.2 追加資料の受領日が先に行われた出願日よりも優先する場合
 - 24.3.2.3 同一出願人の先の出願の出願日による優先権の設定
 - 24.3.2.4 分割出願における発明の優先権の設定
 - 24.3.2.5 複数優先権の設定
 - 24.3.2.6 (項目名なし)
 - 24.3.3 (項目名なし)
- 24.4 クレームの審査
- 24.5 特許性の審査
 - 24.5.1 産業上の利用性の審査
 - 24.5.2 新規性の審査
 - 24.5.3 進歩性の審査
 - 24.5.4 階層構造を特徴とする発明の特許性に関する審査の特徴
- 24.6 追加資料の請求
- 24.7 追加資料の審査
- 24.8 発明に対する特許付与の決定
- 24.9 発明に対する特許付与を拒絶する決定
- 24.10 同一の優先日を有する、同一の発明又は実用新案に関する他の出願が存在する場合の発明出願の審査の特徴

4. 2. 1 1 優先審査／早期審査

ロシアにおける優先審査又は早期審査は、特許審査ハイウェイ又は PCT 特許審査ハイウェイの制度を利用して可能である。²⁶

なお、行政規則及びマニュアルでは、上記に関して説明されていない。

4. 2. 1 2 優先権

優先権に関する内容は、行政規則の「24.3 発明の優先権の設定」、並びに、マニュアルの第3部「5. 発明が新規性の特許要件に合致するかの審査」の 5.2 及び 5.3 において説明されている。

²⁶ 知財庁アンケートの回答より

[行政規則]

24. 出願の審査

24.3 発明の優先権の設定

24.3.1 優先出願日の成立

24.3.2 出願日より早い優先日の成立

24.3.2.1 条約優先権の成立

24.3.2.2 追加資料の受領日が先に行われた出願日よりも優先する場合

24.3.2.3 同一出願人の先の出願の出願日による優先権の成立

24.3.2.4 分割出願における発明の優先日の成立

24.3.2.5 複数優先日の設定

24.3.2.6 (項目名なし)

24.3.3 (項目名なし)

[マニュアル]

第3部 発明出願に対する実体審査のガイドライン

5. 発明が新規性の特許要件に合致するかの審査

5.2 出願された発明の新規性審査に際しての、先の優先日を有する特許発明及び実用新案の利用の特徴

5.3 出願された発明の新規性審査に際しての、先の優先日を有する出願の利用の特徴

条約による優先権については、行政規則 24.3.2.1 において説明されており、国内優先権については、同規則 24.3.2.3 において説明されている。

マニュアル第3部の 5.2 及び 5.3 では、新規性の判断における優先権を有する特許出願等の取扱いに関して説明されている。

4. 2. 1 3 特殊出願（分割出願等）

(1) 分割出願

ロシアにおいては、発明の単一性の要件違反を指摘しているオフィスアクションに対する応答として、又は自発的に分割出願が可能である。²⁷ 行政規則の「24.3.2.4 分割出願における発明の優先日の成立」では、分割出願した際の優先日について説明されている。

²⁷ Kluwer Law International 編/AIPPI・JAPAN 訳「外国出願のためのマニュアル」「ロシア連邦」14頁「発明の単一性／分割出願」

[行政規則]

24. 出願の審査

24.3 発明の優先権の設定

24.3.2 出願日より早い優先日の成立

24.3.2.4 分割出願における発明の優先日の成立

24.3.3 (項目名なし)

(2) その他

行政規則の「25. 出願の変更」において、発明特許出願から実用新案出願への変更について説明されている。

[行政規則]

25. 出願の変更

4. 2. 1 4 存続期間延長

ロシアにおける権利の存続期間の延長は、「存続期間延長規則」で説明されている。

[存続期間延長規則]

III. 行政手続

10. 使用するために法律による許可の取得が求められる医薬、殺虫剤、農薬に関する発明の独占権及びこの権利を証明する特許の存続期間の延長

4. 2. 1 5 特定技術分野

特定の技術分野に関するロシアにおける審査基準関連資料は、下記の通り。

(1) コンピュータ・ソフトウェア関連発明

コンピュータ・ソフトウェア関連発明については、ロシア知的財産法第 1350 条第 5 項において、コンピュータ・プログラム自体は、特許保護の除外対象の一つとして規定されている。マニュアルの第 3 部「3. 特許出願された対象が

原則的に特許性を有するかの審査」の 3.3.3 において、コンピュータ・プログラムの特許適格性に関する説明がなされている。

[マニュアル]

第 3 部 発明出願に対する実体審査のガイドライン

3. 特許出願された対象が原則的に特許性を有するか否かの審査
(3.3.3)

マニュアル 3.3.3 では、コンピュータ・プログラムについて、「この規則では、コンピュータ・プログラムとは、客観的形式で提示された、一定の結果を得る目的でコンピュータ及び他のコンピューティングデバイス进行操作するためのデータ及びコマンドの総称であり、コンピュータ・プログラムの作成過程で得られた準備資料、及びそのプログラムによって生み出された視聴覚表示も含まれる。」と説明されている。

(2) 化学関連発明

化学関連発明に関しては、マニュアルの第 3 部「9. 化学及び医薬分野の発明についての審査の特徴」の 9.1 から 9.3 で説明されている。

[マニュアル]

第 3 部 発明出願に対する実体審査のガイドライン

9. 化学及び医薬分野の発明についての審査の特徴
 - 9.1 化学化合物とその製造方法に関する発明について
 - 9.2 ケミカルライブラリに関する発明について
 - 9.3 組成物に関する発明について

(3) 医薬品関連発明

医薬品関連発明に関しては、マニュアルの第 3 部「9. 化学及び医薬分野の発明についての審査の特徴」9.4 から 9.7 で説明されている。

[マニュアル]

第 3 部 発明出願に対する実体審査のガイドライン

9. 化学及び医薬分野の発明についての審査の特徴
 - 9.4 医薬組成物に関する発明の審査の特徴

- 9.5 診断及び治療の方法に関する発明について
- 9.6 医療機器に関する発明について
- 9.7 それぞれが固有の目的をもつ医薬の組合せが全体の目的を実現することに関する発明について

(4) 生物学関連発明

生物学関連発明に関しては、マニュアルの第3部「10. 生物学分野に関する発明についての審査の特徴」で説明されている。

[マニュアル]

第3部 発明出願に対する実体審査のガイドライン

- 10. 生物学分野に関する発明についての審査の特徴
 - 10.1 生物学分野のクレームに関する要求について
 - 10.2 オリゴヌクレオチド及びポリヌクレオチドに関する発明についての審査の特徴
 - 10.3 タンパク質に関する発明についての審査の特徴
 - 10.4 遺伝子構造に関する発明についての審査の特徴
 - 10.5 微生物の菌株とそれを含む薬剤に関する発明についての審査の特徴

(5) その他の特定技術分野

上記分野以外に関しては、マニュアルの第3部において食品及びナノテクノロジーに関する発明について説明されている。

[マニュアル]

第3部 発明出願に対する実体審査のガイドライン

- 11. 食品に関する発明についての審査の特徴
 - 11.1 食品に関する発明の技術的効果
 - 11.2 技術的な効果を得る可能性の確認について
 - 11.3 出願された発明の種の概念について
 - 11.4 技術水準の特定に使用される情報源について
- 12. ナノテクノロジーに関する発明についての審査の特徴

4. 2. 16 国際出願（PCT 出願）

国際出願（PCT 出願）に関する内容は、行政規則の「29. 特許協力条約へのロシア連邦の加盟から生じる義務を果たすための行政手続」の 29.1(国際出願)及び 29.2（国内段階）において説明されている。

[行政規則]

29. 特許協力条約へのロシア連邦の加盟から生じる義務を果たすための行政手続

29.1 国際出願

29.1.1 管轄

29.1.2 国際出願日

29.1.3 国際出願の送達

29.1.4 応答

29.1.5 国際調査

29.1.6 国際予備審査

29.2 国内段階

29.2.1 管轄

29.2.2 国内段階において、ROSPATENT で審査される国際出願の翻訳

29.2.3 ROSPATENT における国際出願の国内段階における審査

29.2.4 国際出願の方式審査

29.2.5 国際出願の実体審査

29.2.6 国際出願に含まれる補正の有効化

29.2.7 国際出願に関する情報の公開

29.2.8 国際出願書類についての情報